高齢者福祉のしおり

（介護保険制度は除く）

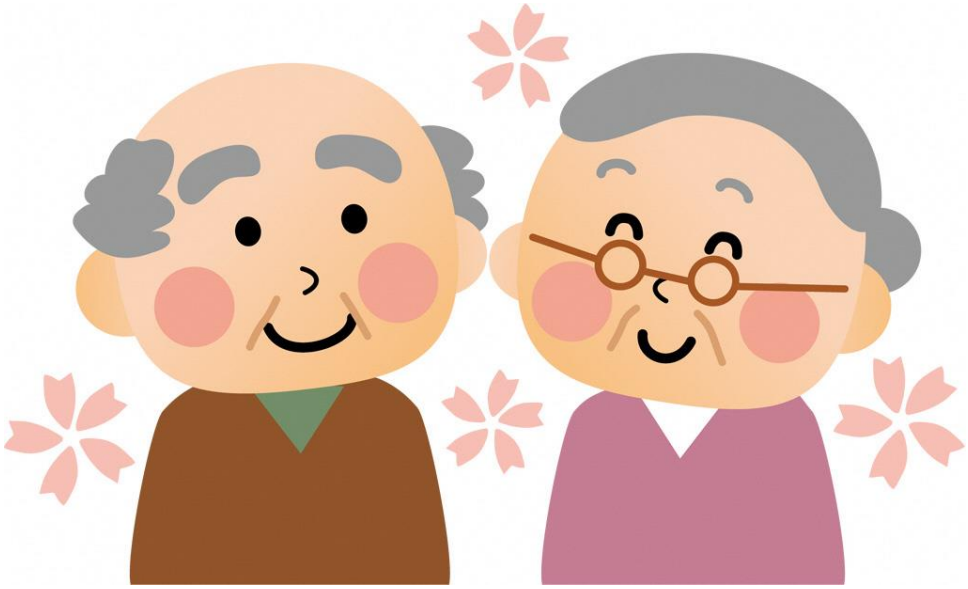

長岡京市

高齢介護課　高齢福祉係

（令和７年度版）

もくじ

■相談窓口 [P.3～P.7]

① 高齢者福祉・介護保険に関する相談

② 健康・保健に関する相談

③ 医療制度・年金・税金に関する相談

④ 権利擁護に関する相談

⑤ 認知症に関する相談

⑥ その他の相談

■介護保険以外の高齢者福祉サービス [P.8～P.25]

在宅福祉 ---------- [P.9～P.17]

① 見守りつき配食サービス

② 防火対策用具給付

③ 緊急・相談通報装置（シルバーほっとライン）

④ 介護用品給付事業

⑤ 介護保険外ホームヘルプ等利用助成事業

⑥ 高齢者いきいき住まい改造助成

⑦ 介護予防安心住まい事業

介護予防 ---------- [P.18]

① 金曜いつまでも元気教室

認知症関連---------- [P.18～P.25]

① 認知症地域支援推進員事業
② オレンジスペース
③ オレンジバスケット
④ オレンジカフェ
⑤ 認知症サポーター養成講座
⑥ 認知症初期集中支援チーム
⑦ やすらぎ支援員派遣事業
⑧ おでかけあんしん見守り事業
⑨ おでかけあんしん助成（GPS 利用助成）

■敬老・生きがい・就労 [P.26～P.35]

敬老 ---------- [P.27]

① 敬老事業

生きがい ---------- [P.28～P.34]

① 「健幸すぽっと（のびのび苑）」（老人福祉センター）
② 「きりしま苑」（地域福祉センター）
③ やすらぎクラブ長岡京（老人クラブ）
④ 多世代交流ふれあいセンター
⑤ あったかふれあいセンター
⑥ 老人園芸ひろば

就労---------- [P.35]

① シルバー人材センター

相談窓口

内　　容		ページ
高齢者福祉・介護保険に関する相談	【地域包括支援センター】	P.4
	【市役所　高齢介護課】	P.5
	【民生児童委員】	〃
健康・保健に関する相談	【市役所　健康づくり推進課】	〃
	【乙訓保健所】	〃
医療制度・年金・税金に関する相談		P.6
権利擁護に関する相談		〃
認知症に関する相談		P.7
その他の相談		〃

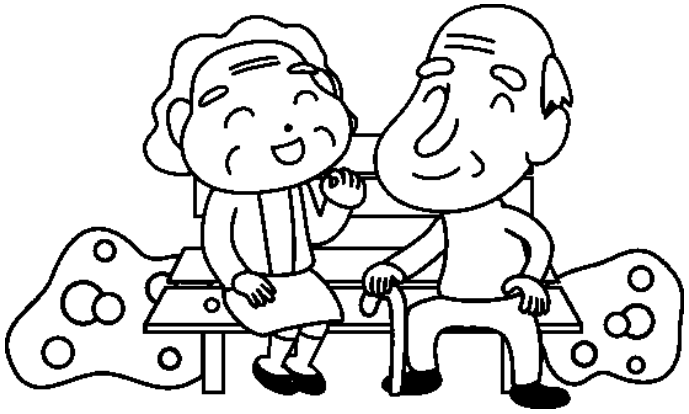

高齢者福祉・介護保険に関する相談

【地域包括支援センター】

- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるように、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から高齢者の生活を支えていくための拠点となる機関です。
- 主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士などの専門職が連携して対応し、高齢者の生活を支援します。（介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護など）

① おおむね長岡中学校区にお住まいの方	
名　　称	**東地域包括支援センター**
窓口受付時間	午前８：30～午後５：００（平日・土曜日）
連　絡　先	電話[９６３－５５０８]　FAX[９５８－６９０９]
場　　所	〒617-0833　神足２丁目３－１バンビオ２階「社会福祉協議会」内
② おおむね長岡第二中学校区にお住まいの方	
名　　称	**北地域包括支援センター**
窓口受付時間	午前９：００～午後６：００（平日・土曜日）
連　絡　先	電話[９５５－９００７]　FAX[９５５－４２３２]
場　　所	〒617-0813　井ノ内朝日寺２３「特別養護老人ホーム旭が丘ホーム」内
③ おおむね長岡第三中学校区にお住まいの方	
名　　称	**南地域包括支援センター**
窓口受付時間	午前８：３０～午後５：００（平日・土曜日）
連　絡　先	電話[９５７－１１１９]　FAX[９５７－１１３０]
場　　所	〒617-0843　友岡４丁目１１４「老人保健施設アゼリアガーデン」内
④ おおむね長岡第四中学校区にお住まいの方	
名　　称	**西地域包括支援センター**
窓口受付時間	午前９：００～午後５：３０（平日・土曜日）
連　絡　先	電話[３２３－７８８９]　FAX[９５１－２２１１]
場　　所	〒617-0853　奥海印寺走田 1-1「特別養護老人ホーム竹の里ホーム」内

【市役所　高齢介護課】

相談内容により以下の２つの窓口にわかれています。

相談内容	相談窓口	電話番号
高齢者の福祉に関すること	高齢福祉係 (市役所新庁舎２階)	９５５－９７１３
介護保険全般に関すること （申請・介護認定・介護サービス等）	介護保険係 (市役所新庁舎２階)	９５５－２０５９

・FAX：９５１－５４１０

・メールアドレス：koureikaigo@city.nagaokakyo.lg.jp

【民生児童委員】

民生児童委員は、関係機関と協力して、地域の高齢者の相談を受けるとともに、必要な援助を行っています。生活のこと、福祉のことでご相談がある場合は、お住まいの地区の民生児童委員をお訪ねください。

※担当区域は、市役所高齢介護課高齢福祉係（電話９５５－９７１３）までお問い合わせください。

健康・保健に関する相談

【市役所　健康づくり推進課】（市役所　新庁舎３階）

市民の健康の保持・増進のため、地域に根ざした保健活動を行っています。

リハビリ・健康に関することなどご相談ください。

［電話：９５５－９５２０　・　FAX：９５５－２０５４］

・メールアドレス：kenkou@city.nagaokakyo.lg.jp

【乙訓保健所】（向日市上植野町馬立８　乙訓総合庁舎内）

認知症等の心の健康についての相談や難病の相談等、各種相談を行っています。

［電話：９３３－１１５１　・　FAX：９３２－６９１０］

・メールアドレス：yamashin-ho-oto-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

医療制度・年金・税金に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号
老人医療・福祉医療 医療の給付等	**市役所　医療年金課　医療係** （市役所　新庁舎２階）	９５５－９５１９
国民健康保険	**市役所　国民健康保険課　国保係** （市役所　新庁舎２階）	９５５－９５１１
年金	**京都西　年金事務所** （京都市右京区西京極）	３２３－１１７０
	市役所　医療年金課　国民年金係 （市役所　新庁舎２階）	９５５－９５１２
	ねんきんダイヤル（一般的な年金相談）	0570－05－1165（ナビダイヤル） 03－6700－１165（一般電話）
	ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル	0570－058－555（ナビダイヤル） 03－6700－1144（一般電話）
税金	**右京税務署**　＜国税＞ （京都市右京区西院）	３１１－６３６６
	京都府府税事務所　＜府税＞ （京都市南区東九条）	６９２－１３２０
	市役所　税務課　市民税係＜市税＞ （市役所　新庁舎２階）	９５５－９５０７

権利擁護(※)に関する相談

※権利擁護とは？

寝たきりや認知症などで自分の権利を表明することが困難な方の権利を代理で表明すること

相談内容	相談窓口	電話番号
福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）について	**長岡京市社会福祉協議会** （JR長岡京駅西口　バンビオ１番館２階）	９５８－６９１２
	はーとふるサポート・京都 ＜きょうと高齢者・障害者生活支援センター＞ （京都市中京区　ハートピア京都５階）	２５２－２１５１
成年後見制度について	**(公社)成年後見センターリーガルサポート京都支部**（京都司法書士会）	２５５－２５７８
	権利擁護センター・ぱあとなあ京都 （京都社会福祉士会）	８０３－１５７４
	高齢者・障害者支援センター【ほほえみ】 （京都弁護士会）	２３１－２３７８
	京都家庭裁判所後見センター （京都市左京区下鴨）	７２２－７２１１
公正証書作成（任意後見制度、遺言書など）	**京都公証人合同役場**	２３１－４３３８

認知症に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号
認知症の介護経験者等による相談	**「認知症の電話相談」** ＜公益社団法人　認知症の人と家族の会＞	0120−294−456 京都支部 050-5358-6577
看護師及び認知症介護経験者等による相談	**京都府認知症コールセンター**	0120−294−677

その他の相談

相談内容		相談窓口	電話番号
福祉全般に関すること		**市役所　福祉なんでも相談室** （市役所　新庁舎　3階）	９５５−３１７７
障がい者福祉に関すること		**市役所　障がい福祉課** （市役所　新庁舎　3階）	９５５−９７１０
生活保護に関すること		**市役所　生活支援課　保護係** （市役所　新庁舎　3階）	９５５−９５１７
警察安全相談	全般	**向日町警察署** （向日市上植野町）	９２１−０１１０
		京都府警察本部　警察総合相談室 （京都市上京区）	４１４−０１１０
	暴力	**「暴力１１０番」**	４５１−６８８８
	悪質商法	**「悪質商法１１０番」**	４５１−９４４９
悪質商法		**京都府消費生活安全センター** （京都市南区　京都テルサ内）	６７１−０００４
		市役所　長岡京市消費生活センター （市役所　新庁舎　１階）	９５５−３１７９
交通事故相談		**京都府交通事故相談所** （京都市上京区）	４１４−４２７４
医療に対する不安相談、および情報提供		**京都府医療安全支援センター** **「医療ほっとあんしん相談」** （京都府庁　医療課内）	４５１−９２９２
高齢者に関する相談および情報提供		**高齢者情報相談センター** ＜(公財)京都 SKY センター＞ （京都市中京区　ハートピア京都２階）	２２１−１１６５

介護保険以外の高齢者福祉サービス

在宅福祉

内容	ページ
① 見守りつき配食サービス	P.9
② 防火対策用具給付	P.10
③ 緊急・相談通報装置（シルバーほっとライン）	P.11
④ 介護用品給付事業	P.12
⑤ 介護保険外ホームヘルプ等利用助成事業	P.14
⑥ 高齢者いきいき住まい改造助成	P.16
⑦ 介護予防安心住まい事業	P.17

介護予防

① 金曜いつまでも元気教室	P.18

認知症関連

① 認知症地域支援推進員事業	P.18
② オレンジスペース	P.19
③ オレンジバスケット	P.20
④ オレンジカフェ	〃
⑤ 認知症サポーター養成講座	P.21
⑥ 認知症初期集中支援チーム	〃
⑦ やすらぎ支援員派遣事業	P.22
⑧ おでかけあんしん見守り事業	P.23
⑨ おでかけあんしん見守り隊、ぶじかえる応援団、メールサポーター	P.24
⑩ おでかけあんしん助成（ＧＰＳ利用助成）	P.25

《見守りつき配食サービス》

食事の調理が困難な高齢者に対し、日常生活における健康の増進や生活不安等を解消するため、ご自宅へお弁当を届ける際の安否確認により日常的な見守りを行います。

<table>
<tr><td>利用できる方は</td><td>本市に居住し、住民基本台帳に記載されている方、かつ、以下のいずれにもあてはまる方
①　65 歳以上の方
②　高齢者世帯又は独居世帯又はこれに準ずる世帯※に属する方
③　要介護・要支援の認定を受けている方または総合事業対象者
※「これに準ずる世帯」に該当するかどうかについてはご相談ください。
 </td></tr>
<tr><td>内容</td><td>【扶助方法】
・配食サービス事業者が次の方法で安否確認を実施した場合、市は、利用者に代わって配食サービス事業者へ既定の額を支払います。
【安否確認の方法】
①ご自宅へ訪問した際、利用者へ手渡し及び声かけを行います。利用者から押印又はサインを受けます。
②留守等で受け渡しができない場合は、お弁当を持ち帰り、時間を変えて再配達します。
③再配達しても留守等で受け渡しができない場合は、ケアマネジャーや家族等緊急連絡先に連絡し状況を確認します。
④緊急連絡先でも所在の確認ができない場合は、市担当課へ連絡します。
【扶助要件と扶助額】
・１世帯につき１日に１回（昼食又は夕食のいずれか）。１ヶ月につき、１事業所分のみ。
・１回３２５円。ただし、１月あたり２０回以上利用の場合にあっては、６，５００円。</td></tr>
<tr><td>指定事業所の情報</td><td>
<table>
<tr><th>事業所名・連絡先</th><th>配達曜日</th><th>配達時間</th></tr>
<tr><td>社会福祉協議会
きりしま苑
９５６－０２９４</td><td>月～金
（12／29～1／3 と祝日は休み）</td><td>昼食のみ
10 時 30 分～12 時 30 分</td></tr>
<tr><td>まごころ弁当
乙訓店
９５９－００２２</td><td>全日
（1／1～1／3 は休み）</td><td>昼食　9時 30 分～12 時
夕食　13時 30 分～18 時</td></tr>
<tr><td>宅配クック１２３
京都中央店
６２１－５２１５</td><td>全日
（1／1～1／3 は休み）</td><td>昼食　10 時～12 時
夕食　14 時 30 分～
17 時 30 分</td></tr>
<tr><td>配食のふれ愛
乙訓店
９５７－５１７７</td><td>全日
（1／1～1／3は休み）</td><td>昼食　10 時～12 時
夕食　14 時 30 分～
18 時</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

《防火対策用具給付》

心身機能の低下や住宅環境の事情により、防災の配慮が必要である高齢者に、各種用具を給付し、火災などの心配をなくします。

利用できる方は

本市に居住し、住民基本台帳に記載されている方、かつ、以下のいずれにもあてはまる方

① 65 歳以上の方

② 生計中心者の市民税が非課税の方

③ 心身機能(認知機能)の低下や住宅環境の事情により、防火などの配慮が必要な方

内容

【対象品目及び助成限度額】

種目	性能	限度額
電磁調理器	卓上式の電磁調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	１２，０００円
安全装置付きガスコンロ	全口のバーナーに安全センサーを搭載したもので、「調理油過熱防止装置」「立ち消え安全装置」「消し忘れ消火機能」を標準搭載している Si センサーコンロであること。	２５，０００円(取付工事費用込み)
電子レンジ	電磁波による調理器であって、オーブン機能のないもの。	１５，０００円
住宅用火災警報器	煙または熱を感知するものであって、国の定める規格への適合表示（検定合格証票）が付されたもの。	１０，０００円

どちらか１つ

※助成限度額を超える場合は自己負担となります。

※申請給付決定後に購入して下さい。

【支払方法】

償還払い（全額実費で支払った後に、助成額分を受け取る方法）と
受領委任払い（自己負担分のみ支払い、助成額分については市から業者へ支払う方法）と選択できます。

《緊急・相談通報装置（シルバーほっとライン）》

ボタンを押すと受信センターにつながる装置を**貸出します**。

<table>
<tr><td>利用できる方は</td><td>本市に居住し、住民基本台帳に記載されている方、かつ、①または②の条件にあてはまる方
① 65 歳以上の一人暮らし又は 65 歳以上世帯の方で要支援・要介護認定者および障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）Ｂ１～Ｃ２に該当する方、もしくはこれに準ずる状態の方
② 75 歳以上の一人暮らし又は 75 歳以上の方のみで構成する世帯に属する方</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>緊急ボタンまたは相談ボタンを押すと受信センターにつながります。
受信センターは必要に応じて救急車や消防車を要請したり、健康相談等に応じます。</td></tr>
<tr><td>機器の種類</td><td>機器はすべてレンタルになります
①固定型（従来型）※ペンダント有
②モバイル型　※充電が必要です。
受信センターとのやりとりのみ可能、屋外では使えません。</td></tr>
<tr><td>利用申請にあたって</td><td>＊ 民生児童委員の署名が必要です
＊ 近所の協力員（１名以上）が必要です（受信センターから状況確認等を依頼される場合があります）</td></tr>
<tr><td>費用の負担</td><td>・利用料（レンタル）月額
<table>
<tr><th colspan="2">利用者の階層区分</th><th>利用料
（消費税別）</th></tr>
<tr><td>A</td><td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>B</td><td>生計中心者の当該年度の市民税　非課税世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>C</td><td>生計中心者の当該年度市民税が課税で
前年の合計所得金額が 125 万円以下の世帯</td><td>300 円</td></tr>
<tr><td>D</td><td>前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の世帯</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の世帯</td><td>800 円</td></tr>
<tr><td>F</td><td>前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の世帯</td><td>1,000 円</td></tr>
<tr><td>G</td><td>前年の合計所得金額が 400 万円以上の世帯</td><td>1,200 円</td></tr>
</table>
※毎年８月に前年の所得により階層を見直します。

下記の場合は高齢介護課までご連絡ください。
・機器変更
固定型⇔モバイル型への変更に、それぞれ 5,000 円（税別）かかります。
・機器の紛失または故意による破損
損害額を賠償していただくことがあります。</td></tr>
</table>

《介護用品給付事業》

要介護高齢者を家庭で介護されている方に、給付券を支給することにより在宅介護を支援します。

利用できる方は	以下の①～⑤のすべてにあてはまる高齢者を介護されている方 ①　要介護４・５の認定を受けている、または要介護３の認定を受け条件(※)を満たす高齢者または第二号被保険者 ②　市民税非課税世帯に属する方 ③　施設・病院に入所・入院していない方 ④　本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている方 ⑤　本市の介護保険被保険者である方 ※要介護認定における認定調査票を確認し、「排尿」または「排便」の項目において「介助」または「見守り等」に該当するなど、おむつの必要性が認められる人
給付内容	４，０００円分の給付券を１ヶ月につき１枚発行 ※給付用品は、紙おむつ及び尿取りパッドとなります
使用方法	給付券を本市指定の取扱店に提出して、紙おむつ・尿取りパッドと引き換えてください。 ※配達ができる店舗もあります。直接取扱店に確認してください。 ※４，０００円を超えた分は、自己負担となります。
申請手続き	毎年度２回。 ４月～９月分は４月１日～15日。（４～６月分と７～９月分の２回に分けて送付します。） 10月～翌年３月分は10月１日～15日。 ※上記期間以外でも申請できます。 　１５日までの申請であれば、申請月分からの給付が可能です。 【申請時　必要なもの】 ・介護用品給付事業申請書

＜介護用品給付事業　令和７年度登録業者一覧＞　　（令和７年４月１日現在）

（市内）

店名	電話番号	住所
株式会社ウエルネット京都西支店	９５９－１８２２	友岡４丁目２１－３
乙訓調剤薬局　滝ノ町店	９５０－９２４３	滝ノ町１丁目１３－１
乙訓調剤薬局　長岡店	９５２－８０１８	開田４丁目８－５若竹ビル１Ｆ
乙訓調剤薬局　花山店	９５８－６９６５	花山３丁目１－２
かわかみ調剤薬局	９５８－３２６３	今里西ノ口４－１８
ケアーズドラッグ　長岡今里店	９５８－４６０８	今里西ノ口１０－４
株式会社　ケアショップはな	９５３－５５５７	野添２丁目２番１４号
有限会社　スマイルケア	９５１－２３４０	神足麦生１１
西友　長岡店	９５５－１９００	長岡２丁目２－３５
竹の台調剤薬局	９５７－８６８６	開田４丁目４－１０
パナソニックエイジフリーショップ京都乙訓	９５２－１３３３	城の里１５－６
薬局ダックス長岡京井ノ内店	９５０－０１８５	井ノ内南内畑町１番地
薬局ダックス長岡京今里店	９５９－９０５５	今里５丁目１４７
薬局ダックス長岡京今里二丁目店	３２３－７５８９	今里２丁目５―１５
薬局ダックス長岡京花山店	９２５－９１１１	花山３丁目４８－１
ライオンホームケア	９５７－３２３３	今里庄ノ渕３０番地
リバティ長岡	９５３－２５０１	長岡２丁目１－２３

（市外）

店名	電話番号	住所
安心ライフ株式会社	６０２－３２８８	京都市伏見区中島前山町５５－２
乙訓調剤薬局　大山崎店	３２３―７８１６	乙訓郡大山崎町字円明寺小学若宮前１０－６２「ラブリー円明寺」内
乙訓調剤薬局　向日町店	９２５－０６６８	向日市寺戸町辰巳１３－２
株式会社　鈴宏	９６３－６７００	向日市寺戸町初田１２番地の１５
在宅支援薬局　おとくに	９３２－１９００	向日市上植野町南開４９－４
三笑堂　洛西営業所	３３４－３４１０	京都市西京区大枝北福西町３丁目２－５

《介護保険外ホームヘルプ等利用助成事業》

介護保険サービスの対象とならないホームヘルプサービス等の利用料の一部を助成します。

利用できる方は	以下の①～④のすべてにあてはまる高齢者または第二号被保険者を家庭で介護されている、本市に現に居住している家族の内、主たる介護者１名 ①本市に居住している方 ② 要介護３・４・５の認定を受けている方 ③ 介護を受けられる施設※1 に入所していない方 ④ 本市の介護保険被保険者である方 ※1 介護保険施設、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設(介護付き有料老人ホーム、軽費老人ホーム等)、認知症対応型共同生活介護の他、医療療養型病床及びその他の病院をいう
給付内容	要介護者一人につき、３，０００円分の給付券を１２枚発行します。 （当該年度分） ※有効期限は、発行月にかかわらず３月末までとなります。
使用方法	給付券を、本市指定のサービス提供事業所に提出し、介護保険外ホームヘルプ等のサービスを利用してください。 ※利用内容、日時などにつきましては、事前に直接サービス提供事業所とご相談ください。各事業所の基本的なサービス提供内容と料金は別紙のとおりとなります。 ※給付券は複数枚同時に使えますが、給付券の額を超えた分は、自己負担となります。おつりは出ません。
申請手続き	申請はいつでも可能です。 ※有効期限は、発行月にかかわらず３月末までとなります。 【申請時　必要なもの】 ・介護保険外ホームヘルプ等サービス利用費助成申請書

＜介護保険外ホームヘルプ等利用助成事業　令和７年度登録業者一覧＞

（令和７年４月１日現在）

事　業　所　名	電　話　番　号	住　　所
乙訓訪問介護事業所	０７５-９５３-８２０２	長岡京市井ノ内小西４７番地
きょうと福祉倶楽部	０７５-９５８-２５６０	長岡京市天神４丁目７－１２ ハイツ東台１０１号
ネットワークすてっぷ	０７５-９５４-９５４１	長岡京市河陽が丘１丁目８番地の４
せんしゅんかい訪問介護センター 西山天王山	０７５-９５９-１００４	長岡京市友岡川原２５－３
訪問介護事業所だんらん	０７５-２００-１０８８	長岡京市今里一丁目２番２４号
せーのヘルパー事業所	０７５-９６３-６３３１	長岡京市馬場２丁目１－１２ 大橋ハイツＢ号室
ケア２１　長岡天神	０７５-９５１-０１２１	長岡京市天神１丁目１－３７
きれい家レオン	０１２０-５３-７１４７	奈良県橿原市醍醐町４３５－４
ダスキンライフケア伏見桃山ステーション	０１２０-３９９-２４３	京都市伏見区中島前山町７７
きりしま苑	０７５-９５６-０２９４	長岡京市東神足２丁目１５－２
はあーと介護サービス	０７５-９５７-３３６６	長岡京市長法寺祭ノ神３－１－２
ハルさんサポート	０９０-８５２７-７４６０	長岡京市竹の台３　C2－３０４
ひだまり美容あやな	０８０-３４１７-０６１６	長岡京市一文橋１丁目２－９
らいふ長岡天神	０７５-９５９-２３５５	長岡京市奥海印寺岡本３－９
ラ・ポールおとくにケアサービス	０７５-９５５-７３１０	長岡京市天神１丁目８－２１－２０１
ラポールらくさい	０７５-３３３-３３５２	京都市西京区大原野石見町７－３６
フット up ケアビューティ shino	０８０-１５０６-０２２２	京都市右京区西京極堤下町２０―１０９
一般社団法人つなぎ	０７５-７７７-９７５８	京都市左京区松ヶ崎堀町１５－１

《高齢者いきいき住まい改造助成》

要介護高齢者が、住み慣れた家で生活しやすいよう、また家族の介護負担を軽減するように住宅改造する場合で、介護保険の限度額を超える時にその費用を助成します。

利用できる方は	以下のいずれにもあてはまる方 ① 介護保険の要介護認定で、要介護１～５の認定を受けている ② 介護保険給付サービスの限度額（20 万円）を超える住宅改修を必要としている ③ 生活保護世帯、または市民税非課税世帯 ④ 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている方
内容	【対象となる工事】 介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の工事 【助成対象限度額】 介護保険の限度額（２０万円）を超える額のうち２０万円以内
自己負担額	助成額の１割
利用申請にあたって	住宅改修チーム（作業療法士、市職員等）が工事施行前に訪問し、改造プランを作成します。 改造プラン以外の工事は対象となりません。 ※工事は助成決定後に開始して下さい。

住宅改造相談

高齢者が住み慣れた家で生活しやすくするために、また家族の介護負担軽減のために、どのように住宅を改修をすればよいか等の住宅改造に関する相談に応じます。

利用できる方は	身体状況の低下等による生活のしにくさを解消するため、現在の住宅の改修を行いたいと考えておられる方
内容	作業療法士等がチームを組んで、要介護者等が生活しやすく、また家族が介護しやすい住宅に改修するための相談に電話や訪問で応じます。

《介護予防安心住まい事業》

特定の未認定高齢者が、住み慣れた家で生活しやすいよう、また、住宅改修をすることにより、生活機能の維持向上を図り、転倒予防を防止し、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的に、住宅改修費用を助成します。

利用できる方は	以下のいずれにもあてはまる方 ①市内在住の 65 歳以上の方 ②基本チェックリストの質問項目に対する回答の結果に基づき、いずれかの基準に該当する者であり、基本チェックリストのなかで運動機能の低下が認められる者 ③総合事業として、介護予防・生活支援サービス事業を利用している者 ④市民税非課税世帯
内容	【対象となる工事】 介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の工事 【補助基準額】 対象工事費と 24 万円のどちらか低い方 【補助額】 補助基準額の２/３（自己負担分１/３） ※但し、千円未満切捨て。補助金額上限１６万円 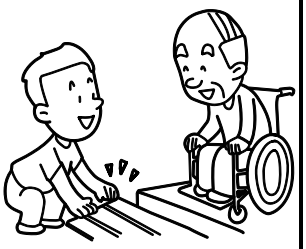
利用申請にあたって	住宅改修チーム（作業療法士、市職員等）が工事施行前に訪問し、改造プランを作成します。 改造プラン以外の工事は対象となりません。 ※工事は助成決定後に開始して下さい。

《金曜いつまでも元気教室》

備えあれば憂い無し。楽しく介護予防しませんか？

定期的に開催されているので、自分の予定に合わせて自由に参加できます。

利用できる方は	市内在住の６５歳以上の方
内容	定期的に体力測定の実施や、栄養・口腔の話もしています。
日時	第１～第４金曜日、午後１時３０分～
場所	バンビオ１番館３階　リハーサルスタジオ１

※内容が変更となることもあります。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

《認知症地域支援推進員事業》

地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図り、地域の実情に応じて認知症の人や家族を支援します。

内容	平成 24 年度より、認知症地域支援推進員を設置し、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図り、地域の実情に応じて認知症の人や家族を支援する事業を実施しています。 認知症の人を支援する関係団体との会議等へ積極的に参加し、重層的なネットワークづくりを目指します。
委託先	長岡記念財団　長岡ヘルスケアセンター（長岡病院） オレンジルーム（認知症対策推進室） 住所：長岡京市友岡４丁目１８－１

認知症地域支援推進員事業、金曜いつまでも元気教室に関するお問い合わせは・・

○　長岡記念財団　オレンジルーム（認知症対策推進室）
［電話：９５２－３７９４］
［FAX：９５１－９２５０］

《オレンジスペース》

どなたでも気軽に集える居場所として、サロン型カフェ「オレンジスペース」を設置しています。
詳細の問い合わせは、次ページ担当までお問い合わせください。

利用できる方は	市内在住の 65 歳以上の方 ＊時間内の出入り自由です。お気軽にお越しください。
内容	体操や講話など脳を活性化するトレーニング ＊不定期で演奏会などのイベントも行っています。

	対象	開催日	時間	場所
天神カフェ	おおむね長中校区にお住まいの方	不定期	不定期	天神１丁目
ピノカフェ	おおむね長中校区にお住まいの方	不定期	不定期	長岡１丁目
光明寺カフェ	おおむね二中校区にお住まいの方	不定期	１４時～１５時	光明寺旧講堂
なかの邸カフェ	おおむね三中校区にお住まいの方	第４月曜日	１０時～１１時	調子１丁目 （なかの邸）
らくらくカフェ	おおむね三中校区にお住まいの方	毎週水曜日	１４時３０分～ １５時３０分	神足屋敷 （next 洛楽内）
竹葉庵カフェ	おおむね三・四中校区にお住まいの方	第３木曜日	不定期	調子１丁目
リハカフェ	市内にお住まいの方	不定期	不定期	バンビオほか
なでしこカフェ	市内にお住まいの方	不定期	不定期	京都済生会病院

《オレンジバスケット》

認知症についての話や、脳を活性化するプログラムを、地域に講師を派遣して実施します。

認知症サポーター養成講座との同時開催も可能です。

利用できる方は	市内在住の 65 歳以上の方　３名以上のグループ ※窓口もしくはＦＡＸでお申し込みいただけます。
内容	認知症についてのお話、体操や脳活性化トレーニング 講師：認知症地域支援推進チーム（長岡記念財団内）
受講料	**無料**　　但し、実施会場は申込団体で準備をお願いします。 会場の利用料は申込団体にてご負担ください。

《オレンジカフェ》

認知症初期の方に対して作業療法士や看護師などの専門職による個別プログラムを実施し、認知症の方の居場所づくりに取り組みます。関係機関からの紹介による事前登録制となっています。

利用できる方は	要介護１以下のおおむね６５歳以上の高齢者で、 オレンジカフェの利用が適当と認められた方およびその家族 （利用の希望があった場合、事前に担当による面談を行います。）

オレンジスペース、バスケット、カフェに関するお問い合わせは・・

○　長岡記念財団　オレンジルーム（認知症対策推進室）

［電話：９５２－３７９４］

［FAX：９５１－９２５０］

《認知症サポーター養成講座》

認知症についての正しい知識を学び、身近にいる認知症の人やその家族の良き理解者となる「認知症サポーター」を養成します

対象	市内の地域住民、職域、学校等の団体 ※受講されるには５人以上の団体での申込みが必要です。
内容	認知症に関する基礎的なことを学びます。（講座の時間は約９０分） ※受講者は「認知症サポーター」となります。
受講料	無料 ただし、講座会場は、申込みをされた団体で準備をお願いします。 会場の利用料等がかかる場合は、申込み団体がご負担をお願いします。
お申込み・お問い合わせ	東地域包括支援センター 住所：長岡京市神足２丁目３－１バンビオ１番館２階 電話番号：９６３－５５０８

認知症サポーターキャラバンのＰＲキャラクター

厚生労働省では、認知症になっても安心して暮らせるまちとなるよう、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」を養成する取り組みを実施しています。
本市においても、認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、市と団体などが協働し、地域や職域、学校などで「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

《認知症初期集中支援チーム》

認知症初期の人への支援を中心に、認知症の人が状態に応じたサービスを適切に受けることができるよう、集中的な支援を行います。

内容	複数の専門職が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人、およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
委託先	東地域包括支援センター 住所：長岡京市神足２丁目３－１バンビオ１番館２階 電話番号：９６３－５５０８

≪やすらぎ支援員派遣事業≫

認知症高齢者を介護する家族の外出や休息等を支援することを目的として、やすらぎ支援員が高齢者宅を訪問し、見守りや話し相手として活動します

利用できる方は	次のいずれかに該当する市内在住のおおむね６５歳以上の認知症高齢者を在宅で介護している家族 ①　要介護１・２・３の認定を受けている人 ②　要支援１・２の認定を受けている人
内容	・やすらぎ支援員が認知症高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手をすることで介護者をサポートします。 （※直接身体に触れる介護は行いません） ・１日４時間まで、１週間合計８時間以内でご利用できます。
利用時間	平日の午前８時３０分～午後５時まで
利用料金	無料
実施場所	市内で在宅生活をしている認知症高齢者の居宅

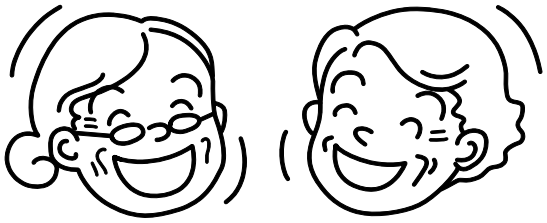

≪おでかけあんしん見守り事業≫

地域における認知症等に対する理解を深め、地域の支援を得て見守り体制を確立することにより認知症等で行方不明になるおそれのある方が安心して暮らしつづけることができる地域づくりを進めることを目的とした事業です。また、行方不明になるおそれのある方の氏名や特徴、顔写真などの情報を事前に登録することで、いざという時に早期対応、早期保護できる体制を整えています。

<table>
<tr><td>利用できる方は</td><td colspan="2">市内に在住する認知症等の理由により、行方不明になるおそれのある方</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内容</td><td>事前登録制度</td><td>認知症等により行方不明になるおそれのある方が事前に本人の身体的特徴や連絡先、写真等を登録しておく制度です。
事前に登録しておくことで、行方不明になった際に、関係機関や協力機関に速やかに情報提供を行い、すぐに捜索する体制を整えられます。</td></tr>
<tr><td>反射シール</td><td>番号と市章の描かれたシールを事前登録した方に配布しています。
普段使用する靴に貼っていただくことで、捜索時にはご本人の目印となり、身元確認にも役立ちます。
シールが光を反射するので、夜間でも目立ちます。

反射シールを付けた靴
 </td></tr>
<tr><td>かえるお守り
（Bluetooth タグ）</td><td>事前登録した方で、希望される方に行方不明になった際に位置情報を確認できる Bluetooth タグを配布しています。行方不明が発生した際、固定の受信器・ぶじかえる応援団による受信器を利用し、高齢者の捜索活動を実施します。
 </td></tr>
<tr><td>利用申請にあたって</td><td colspan="2">・事前登録の届出は、家族またはこれに準ずる方が行うことができます。
・事前登録の届出書を市役所高齢介護課窓口へ提出してください。
※届出書の用紙は市役所のほか、地域包括支援センターにもあります。
※家族の方のハンコと本人の写真が必要になります。
・ご本人の状態や家族の連絡先が変わられたときは登録情報の変更手続が必要です。
・年１回、高齢介護課からご本人の現状の確認をしています。</td></tr>
</table>

≪おでかけあんしん見守り隊≫

行方不明者が発生した際に、行方不明者の顔写真などの特徴が記載された「行方不明者情報シート」を受け取り、通常業務内での捜索や、見守りを行う民間事業所です。
かえるのステッカーが目印です。

「認知症サポーター」がいる事業所が登録できます。講師が出向いて開催する、団体向けの「認知症サポーター」養成講座も随時受け付けています。
お気軽にお声掛けください

【見守り隊の登録、お問い合わせ】
長岡京市役所　高齢介護課 高齢福祉係
☎（０７５）９５５－９７１３

≪ぶじかえる応援団（ボランティアアプリ※スマートフォン端末用）≫

「かえるお守り(Bluetooth タグ)」を持つ人とすれ違った時に、位置情報をサーバーに送信する『受信器』として協力します。あらかじめ、スマートフォン・タブレット端末に専用のアプリをインストールし、捜索依頼時に受信器機能を ON にする必要があります。

インストールは
こちら

① 行方不明者が発生すると、アプリに通知をします。通知が来たら受信器機能(Bluetooth、GPS)を ON にしてください。

② 『ぶじかえる応援団』が『かえるお守り』を持った人とすれ違うと、市役所に「いつ」「どこで」すれ違ったのかを報告します。
（アプリ画面では確認できません）

QRコード

http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000005520.html

≪メールサポーター（迷い人情報メール）≫

事前に、行方不明者の特徴などが記載された「迷い人情報メール」の受信登録を行い、行方不明者が発生した際に捜索への協力を行います。
メールサポーターは自宅敷地内に迷い込まれていないかの捜索や、外出時の周囲への見守りを行います。

●「メールサポーター」への登録方法

QRコード

① 登録用アドレスに空メールを送信してください。

② 登録サイトへの URL が記載されたメールが届きます。
登録サイトへアクセスし、画面に従って登録してください。

③ 登録完了のメールが届きます。

※迷惑メール対策をしている場合はメールを受け取れない場合があります。
nagaokakyo-wlf@raiden.ktaiwork.jp からのメールを受信できるように設定してください。

《おでかけあんしん助成（GPS 利用助成）》

認知症等の理由により行方不明になるおそれのある方に対して、『GPS（居場所を知らせる装置）』の利用にかかる費用を助成します。外出に不安のある高齢者に装置をお持ちいただくことで、家族が高齢者の居場所を確認することができます。

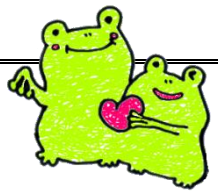

		ミマモルメ（提供元　㈱ミマモルメ）	ココセコム（提供元　㈱セコム）
利用できる方は		以下のいずれにもあてはまる高齢者を介護されている家族 ①　介護保険の要支援・要介護認定を受けている ②　認知症等の理由により行方不明になるおそれがある	
内容	利用料金	月額　６３８円（税込） ※市民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は全額を３月末に助成します	月額　１，３２０円（税込） ※オペレーター応答・セコムかけつけ料金を含むプランもありますが追加料金がかかります。詳細は高齢介護課までご相談ください。
	位置情報の入手方法　インターネット	☺（無料　基本料金に含む）	☺（無料　基本料金に含む）
	位置情報の入手方法　電話	✕	☺（１回　２２０円　税込）
		※アプリのダウンロードが必要です。 ＜SOS モード＞ GPS 端末の真ん中のボタンを押すと位置情報を通知します。 ＜手動検索による位置確認＞ 位置情報を検索することができます。 ＜行動履歴通知＞ 設定した時間に位置探索を行い、行動履歴をお知らせします。 ＜エリア自動生成＞ よく行く範囲を学習し、そのエリアから離れたことを通知します。 ＜通知場所設定＞ 設定した指定場所への発着を通知します。	＜電話による位置確認＞ 専門のオペレーションセンターを通じ、電話で位置を確認することができます。 ＜現場急行サービス＞ 要請があった場合に、全国約 2,800 ヶ所の緊急発進拠点から緊急対処員が本人のところに駆けつけます。※エリアや状況によって急行できない場合があります。（1 時間あたり　11,000 円　税込） 〈通報ボタン〉 ブザーを鳴らすこともでき、防犯ブザーとしても利用できます。 〈通話機能〉 通報時にセコムと通話することができ、迅速な対応が可能になります。
	機器情報	タテ 5.7cm×ヨコ 3.8cm 厚さ 1.5cm 重さ　約 30g 連続動作時間　最大２週間	タテ 8.4cm×ヨコ 4.6cm 厚さ 1.6cm 重さ　約６７g 連続動作時間　最大 350 時間
	助成対象費用（市が負担する費用）	初期費用・機器買い替え費用 （６，３８０円　税込） ※機器の買い替えは３年に１回（バッテリーの劣化のため）	初期費用（７，７００円　税込） バッテリー交換費用（２，３１０円　税込） ※バッテリー交換は１年半に１回

敬老・生きがい・就労

敬老

内容	ページ
① 敬老事業	P.27

生きがい

① 「健幸すぽっと（のびのび苑）」（老人福祉センター）	P.２８
② 「きりしま苑」（地域福祉センター）	P.２９
③ やすらぎクラブ長岡京（老人クラブ）	P.３０、３１
④ 多世代交流ふれあいセンター	P.３２
⑤ あったかふれあいセンター	P.３３
⑥ 老人園芸ひろば	P.３４

就労

① シルバー人材センター	P.３５

《敬老事業》

敬老祝品等贈呈事業	
新 100 歳 祝品	【内容】 今年度 100 歳を迎えられる方に、祝品を贈呈します。 【対象者】 今年度中（4月 1 日～3月 31 日）に 100 歳の 誕生日を迎えられる方 ※　９月中旬頃、贈呈します。
最高年齢者 記念品	【内容】 市内最高齢者（男女各１人）に記念品を贈呈します。 ※　９月中旬頃、贈呈します。

※いずれも住民登録のない方は対象とはなりません。

※今年中に米寿を迎えられる方には、「市長からのメッセージ」を送らせていただきます。

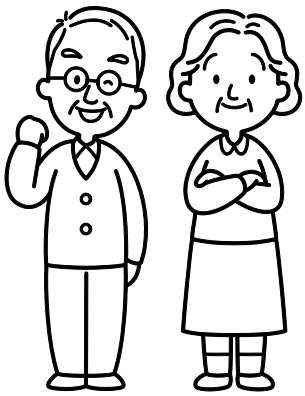

《健幸すぽっと(のびのび苑)》

各種催し・レクリエーション等を行い、健康で明るい生活を楽しんでいただく施設です。

利用できる方は	全市民（６０歳以上の市民には使用者証を発行します）
利用手続き	・６０歳以上の市民は使用者証の発行のため、住所、名前、生年月日が確認できる書類を健幸すぽっと窓口へ持参してください。 ・団体利用として貸し部屋を利用する場合には健幸すぽっと窓口での手続き（団体登録、利用申し込み）が必要です。 ・個人利用として温水設備室やトレーニングマシンを利用する際は予約優先（利用枠ごとに窓口か電話で受付）となります。 ・ビリヤードやカラオケ、麻雀、囲碁、将棋の個人利用は申し込み不要です。 ・各種プログラムへの参加も予約制です。 ・団体活動のための貸し部屋利用は抽選申し込みと随時申し込みがあります。
利用方法	使用者証を持っている方は、利用当日、健幸すぽっと窓口で提出してください。
内容	【利用日時】月曜日～土曜日（年末年始を除く） 午前８時３０分～午後５時１５分まで ○　１階　みんなのホール・多目的ルーム （各種講座の開催、利用者の交流の場） ○　２階　軽トレーニングルーム、温水設備室 ○　３階　教養娯楽室 （サークル・クラブ活動） ○　使用者証またはやすらぎクラブ長岡京会員優待カードを持っている６０歳以上の市民は、健幸すぽっとへのアクセス手段として専用車両「おでかけいけるん号」に乗車（無料）できます。 （金曜日は予約制で団体の送迎運行を優先します。）
施設	住所：井ノ内朝日寺１２番地 [電話：９５４－６８３０]　[E-mail：info@kenkospot.com]

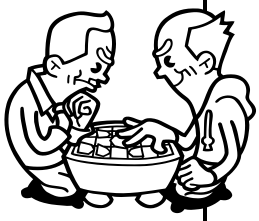

《地域福祉センターきりしま苑》

各種催し・レクリエーション等を行い、健康で明るい生活を楽しんでいただく施設です。

利用できる方は	６０歳以上の市民
利用手続き	直接「きりしま苑」窓口へお申込ください。 その場で使用者証をお渡しします。
利用方法	利用当日に、使用者証を受付へ提出してください。
内容	【利用日時】午前９時３０分～午後４時（平日のみ） ○　浴室（午前９時３０分～午前１０時３０分 　　正午～午後３時３０分） ○　健康機器・図書コーナー（２階） ○　催し物（映画鑑賞会・カラオケ大会など） ○　送迎バスはありません。 ○　無料で利用できます。
施設	住所：東神足２丁目１５－２　[電話：９５６－０２９４]

《やすらぎクラブ長岡京（老人クラブ）》

健康で明るく豊かな生活を送るために、おおむね 60 歳以上の高齢者が集まって、仲間づくりや社会参加などを行っている自主的な組織です

【活動内容】	
健康づくり	
○　歩こう会・健康教室など ○　サークル（ゲートボール・グラウンドゴルフ・太極拳・クロリティー・歩こう会）	
趣味・文化・レクリエーション	
○　親睦旅行・観劇・学習会・機関誌発行など ○　サークル（花すみれ歌の会・フォークダンス・手まり・切り絵・大正琴・みずえ・PC・PC 絵画・書道・民踊・編物）	
社会奉仕	
○　公園・施設のクリーン作業、友愛ボランティア活動、老人ホームへウエス(古布)の提供など	
伝承活動・世代間交流	
○　作物の栽培・手作り遊びの伝承など	
＊　各地域に老人クラブが結成されており、どなたでも入会することができます。 ＊　入会ご希望の方は、下記までお問い合わせください。	
お問い合わせ	やすらぎクラブ長岡京　［電話：９５６－６１６６］ 住所：長岡京市長法寺谷山１３－１ 多世代交流ふれあいセンター内　２階

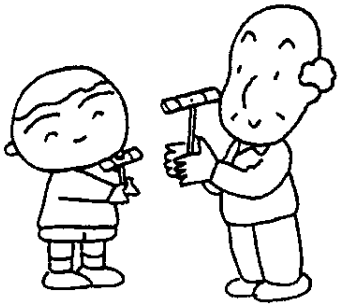

【クラブ一覧表】

（R７.４月現在）

	地区	クラブ名
長岡中学校区	馬場	莚寿会
	神足	つくも会
	古市（町）	友和会
	開田	弥生会
	東台	自然芋会
	長法寺	長楽会
	粟生	粟生寿クラブ
	北開田	北開田ふれあい会
	八条が丘	八寿会
	四ツ成	きりしま会
	七ツ池下	仲よし会
	中開田	中開田明友会
	うぐいす台	うぐいす台ほっこり会
長岡第二中学校区	田内	田内豊寿会
	今里	今里寿クラブ
	陶器町	陶寿会
	あかね	あかねクラブ
	一文橋	笑寿会
	野添	清風会
	小畑町	小畑町健生会
	明星水	明星水　楽・遊会
	井ノ内	井ノ内長寿クラブ
	滝ノ町	ときわ会
	西の京	西の京福寿会
	柴の里	コアふれまち柴の里

	地区	クラブ名
長岡第三中学校区	友岡	友岡白寿会
	竹の台	竹の台竹友会
	調子	調子福寿会
	西片泓	西片泓常盤会
	南浦	南浦グリーンホーン
	久貝	久寿会
	城の里	城の里寿会
	古市（在）	古市在福寿会
	花山	花山長生会
長岡第四中学校区	奥海印寺	奥海印寺寿会
	奥海印寺	奥海印寺福会
	太鼓山	やすらぎ太鼓山
	下海印寺	長寿会
	梅が丘	梅寿会
	金ヶ原	金ヶ原美原クラブ
	こがねが丘	竹友会
	谷田	谷田たちばな会
	高台西	高台西すこやか会
その他		長岡京セーブクラブ
		長岡京第三セーブクラブ
		長岡京第四セーブクラブ

計　４６　団体

《多世代交流ふれあいセンターシルバーフロア》

<table>
<tr><td>利用できる方は</td><td>６０歳以上の市民が１０名以上で構成する団体のうち
団体登録の許可を受けた団体</td></tr>
<tr><td>登録方法</td><td>新規団体については随時受付（登録先は竹寿苑）
既登録団体については、毎年１回申請（１０月１日～１２月２５日）</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>【利用時間】午前９時～午後５時（平日のみ）
※新型コロナウイルス対策で利用時間等に制限があります
【部屋の概要】
〇シルバー活動交流フロア１（洋室）
面積５６㎡、収容人数約３０名
〇シルバー活動交流フロア２（洋室）
面積２８㎡、収容人数約１５名
〇シルバー活動交流フロア３（和室）
面積８４㎡（２７畳）、収容人数約４０名
【使用時間区分】
〇午前：午前９時～午後０時４５分
〇午後：午後１時～午後５時
〇１日：午前９時～午後５時
【使用申請】
〇申請先はやすらぎクラブ長岡京事務局
<table>
<tr><th>申請希望書提出期間</th><th>使用月</th></tr>
<tr><td>１月５日～１５日</td><td>４月～　６月分</td></tr>
<tr><td>４月１日～１５日</td><td>７月～　９月分</td></tr>
<tr><td>７月１日～１５日</td><td>１０月～１２月分</td></tr>
<tr><td>１０月１日～１５日</td><td>１月～　３月分</td></tr>
</table>
【その他】
〇各フロアの鍵の受け渡し等の管理は、やすらぎクラブ長岡京事務局で行います。</td></tr>
<tr><td>施設</td><td>住所：長法寺谷山１３－１　[電話：９５６－６１６６]</td></tr>
</table>

《あったかふれあいセンター》

利用できる方は	乳幼児から高齢者まで、市民であればどなたでも利用できます。
センターの様子	・予約は必要ありません。行きたい時に立ち寄れる「ほっ」とできる居場所です。 ・さまざまな世代の方が一緒に楽しく過ごしています。 ・無料で利用できますが、行事によっては材料費をいただきます。 ・日替わりメニューの会食会も行っています。（予約制、５５０円）
内容	【利用時間】　月曜日～金曜日　１０時～１６時 土曜日は予約制のよりそい相談 ★音楽や工作、脳トレなど、毎日、さまざまなイベント(一部、実費負担あり)を行っています。詳細は、毎月発行(市ホームページにも記載)される「あったかふれあいおたより」でご確認ください。
グループ利用について	【活動内容】 ・長岡京市民による地域の共助に資する活動・研修に関する打ち合わせや話し合い ・長岡京市民による交流促進（仲間づくり、生きがいづくり）のための会議 【グループの構成人数】 ５名以上 【利用時間枠】 毎月第２木曜日の午後２時～３時半まで 【申込方法】 長岡京市役所高齢介護課（電話０７５－９５５－９７１３）へ 利用を希望する月の１日～利用日の２日前まで（閉庁日を除く）に、予約（先着順）してください。 複数グループからの申込みがあった場合は、利用人数が概ね１０名に達した時点で予約を締め切ります。
施設	住所：天神２丁目１６番２号　　[電話：９６３－５５５５]

《老人園芸ひろば》

高齢者に自然とふれあいながら、園芸を楽しんでいただくために、園芸ひろばを開設しています

<table>
<tr><td>利用できる方は</td><td>６０歳以上の市民</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>【利用期間】２年以内
【利 用 料】４，６００円（水道料金などの維持管理費／２３ヶ月）
【利用面積】１世帯に対して１０㎡程度</td></tr>
<tr><td>開園場所</td><td>
<table>
<tr><td>農園の名称</td><td>所在地</td><td>区画数</td><td>利用期間</td></tr>
<tr><td>長岡園</td><td>開田４丁目地内</td><td>約５２</td><td>R6.4～R8.2 末</td></tr>
<tr><td>調子園</td><td>調子２丁目地内</td><td>約７３</td><td>R7.4～R9.2 末</td></tr>
<tr><td>井ノ内園</td><td>井ノ内頭本</td><td>約２６</td><td>R7.4～R9.2 末</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>利用方法</td><td>各園交互に２年に１回「長岡京ライフ」にて利用者を募集します。
（多数申し込みの場合は、抽選を行います。）</td></tr>
</table>

《シルバー人材センター》

６０歳以上の高齢者を会員として組織された自主的な団体で、会員自身のもつ知識や経験を生かして、臨時的、短期的な仕事、その他軽易な仕事を行っています。

仕事内容の例	官庁・企業・一般家庭において、植木剪定、除草、施設管理、マンションの清掃、賞状・宛名書き、福祉・家事援助サービス事業など ※仕事を行うには、センターの会員に登録する必要があります。
お問い合わせ	公益社団法人　長岡京市シルバー人材センター 住所：開田３丁目3-３６　市役所　分庁舎３　２階 電話：９５５－８０００　FAX：９５５－８００２